

令和2年6月3日

特別用途食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第43条第1項の規定に基づき特別用途食品の表示許可を行いましたので公表いたします。

今回許可を行ったのは、別紙の1件です。

(参考)

特別用途食品とは、乳児、幼児、妊産婦、病者等の発育、健康の保持・回復等の特別の用途に適する旨を表示して販売される食品です。特別用途食品として販売するためには、その表示について国の許可を受ける必要があります。

詳しくは、「特別用途食品とは」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/pdf/food_labeling_cms206_200602_03.pdf

を御覧ください。

(担当) 消費者庁食品表示企画課 宇野、宮川、井形

TEL : 03-3507-9220 (直通)

FAX : 03-3507-9292

(別紙)

番号	区分	商品名	申請者	法人番号	許可を受けた表示内容	許可番号
1	個別評価型病者用食品	経口補水液 ジー オーエス (G-OS)	五洲薬品株式会社	8230001000927	経口補水液 ジー オーエスは、電解質とブドウ糖の配合バランスを考慮した経口補水液です。 軽度から中等度の熱中症、脱水状態の方の水分・電解質を補給・維持するのに適した病者用食品です。	第2020001号